

4. 公園区域

本公園は、特別史跡であり、世界遺産の構成資産の一つでもある平城宮跡の一層の保存・活用を図ることを目的に、一つの公園として都市計画決定を経た後に、国と奈良県を中心とした地元が連携し、整備する公園である。

平城宮跡については、これまで文化庁を中心として、土地が国有化された後、発掘調査・研究、その成果を活かした建物等復元、遺構表示等の保存整備がなされている。

そのため、このような経緯を踏まえ、平城宮跡の国有化された土地の区域を中心に、前掲の導入すべき機能を展開する上で必要な区域として、史跡平城京朱雀大路跡の区域及びその東西区域並びに特別史跡平城宮跡の南東区域を取り込むこととしたうえで、地形・地物の状況を踏まえた公園としての一体性の確保、整備・管理の容易さといった点に留意し、以下の通り公園区域を設定する。

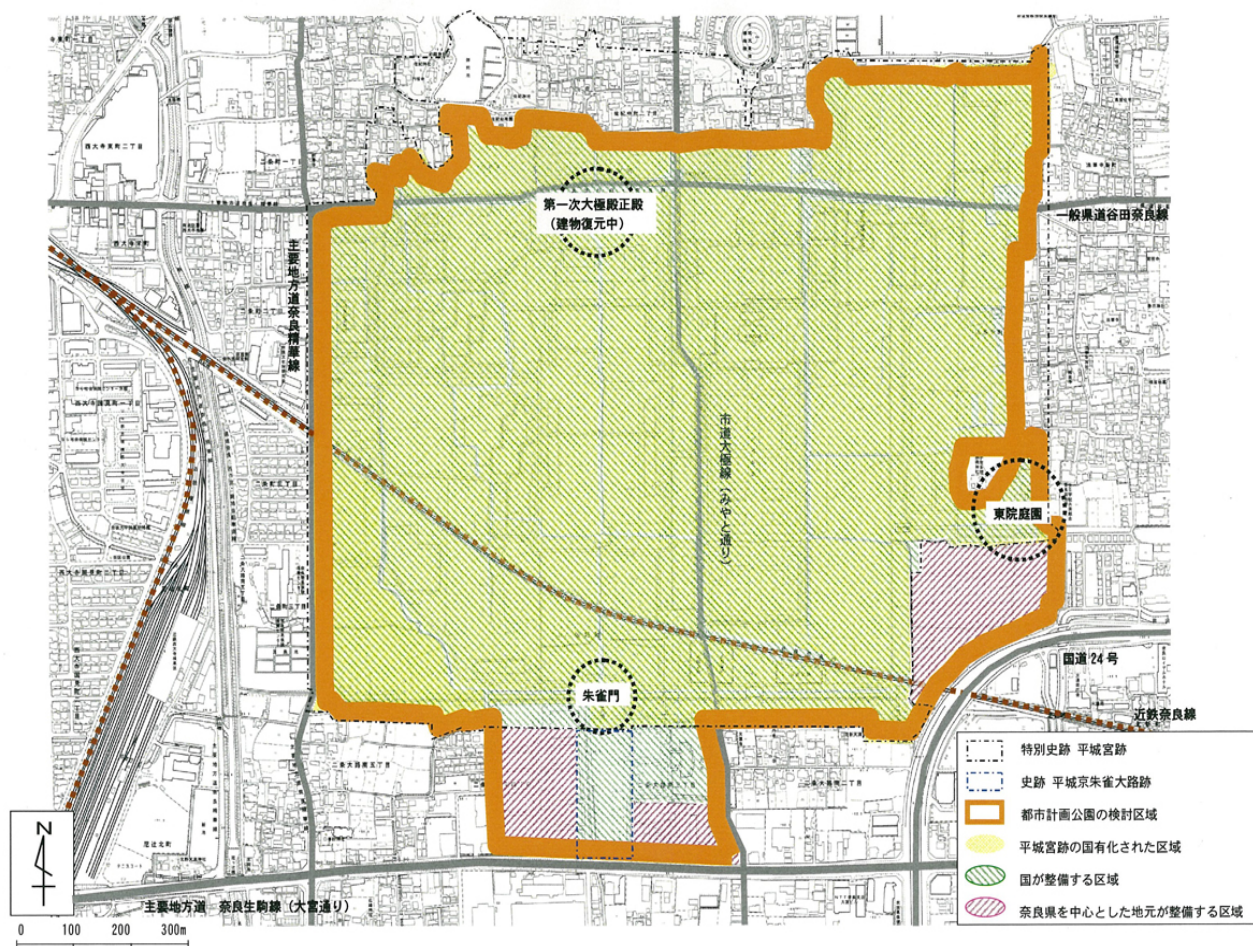


図 2 都市計画公園の検討区域